

# 墓地使用（納骨堂）契約書

## 墓地管理規則

### （〔目的〕）

第1条 宗教法人常住院（以下常住院という。）の経営する墓地（以下「墓地」という。）は、常住院に帰属する檀信徒、及びその縁故者の墳墓としての用に供する。

2 本規程は、前項の墓地の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

### （管理者）

第2条 墓地の管理者（以下「管理者」という。）は、常住院の代表役員（住職）とする。

### （管理者の権限）

第3条 管理者は、本規程、及び責任役員会の定める墓地管理使用規程施行細則に従って墓地を管理しなければならない。

### （墓地使用者の資格）

第4条 墓地の使用者は、常住院の檀信徒に限る。ただし、常住院と特別の関係があると住職が認めるときは、この限りではない。

### （墓地使用の申込と承諾）

第5条 墓地使用を申し込む者は、別に定める「常住院墓地使用申込書」に所定の事項を記載し、あらかじめ常住院の承諾を得なければならない。

2 常住院が、前項の申込を承諾し、墓籍簿に登録したときに申込者は墓地使用者となる。

3 管理者が墓地の管理のために必要と認めるときは、管理者は墓地使用者に対し、使用上必要な措置、又は特別の条件を付することができる。

### （墓地使用者の義務）

第6条 墓地使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用しなければならない。

(1) 墓地に焼骨の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋葬許可証を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

(2) 墓地使用者は、管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他人の区画と区別し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする。

(3) 墓地上の工作物の設置、及びその変更、改造、移転については、事前に管理者の承認を受けなければならない。

(4)墓地上の樹木の植栽は原則としてこれを認めない。

(5)常住院檀家は、護持会費を納入しなければならない。

(6)墓地使用者は、本宗の典礼をもって追善供養を行うものとする。

(違反者による使用権の解除)

第7条 墓地使用者の次の各号の一に該当するときは、常住院は墓地使用者に対し通達せずその使用を解除することができる。

(1) 本宗の典礼、法要、儀式及び慣行を無視し、又は妨げたとき。

(2)境内又は墓地内で、他宗教の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。

(3)墓地使用者が本宗の檀信徒でなくなったとき。

(4)墓地使用者が、墓地使用権を第三者に譲渡、又は転貸したとき。

2 墓地使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、相当の期間内に履行または改善若しくは除去できる。墓地使用者が管理者の命令に従わないときは、常住院はその墓地使用を通達せず解除することができる。

(1)墓地以外の目的に使用するとき。

(2)土葬するとき。

(3)禽獣を埋葬するとき。

(4)正当の事由なく五年以上墓地に参詣しないとき。

(5)三年以上の護持会費の納入を怠ったとき。

(6)墓地使用者は寺院にたいし住所変更を通達しないとき。

(7)墓地上の墓碑その他の工作物が倒壊、破損その他修繕を要する状態にあるとき。

(墓地使用の承継)

第8条 墓地使用者が死亡したときは、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がその地位を承継する。墓地使用権の承継者は、常住院に対し、遅滞なく(49日以内)その旨を届け出なければならない。

2 墓地使用者が、その地位を前項以外の親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し常住院の承認を得なければならない。

(管理権に基づく措置)

第9条 管理者が、墓地につき、公用収用の必要のため、又は整備その他の必要のため、墓地使用者に対して墓地の改葬を求めたときは、これを拒んではならない。

2 本規程第7条及び第8条により墓地使用が解除されたときは、墓地使用者は直ちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理者に返還しなければならない。

3 墓地使用を解除された後2年以内に、墓地使用者が前項の手続を完了しないときは、管理者はその墓地に関する改葬の手続をすることができる。

(書式)

第10条 墓地使用の申込書及び承諾書の様式は、別記第1、別記第2のとおりとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、常住院責任役員会の議決を経て行う。

附則

1 本規程は、平成 年 月 日より施行する。

2 本規程施行前の墓地使用者は、本規程施行前から1年以内に本規程第5条第1項の「墓地使用申込書」を提出するものとする。

別記第 1

宗教法人常住院 墓地 納骨堂 使用申込書

宗教法人常住院代表役員 上西 善之 殿

宗教法人常住院墓地(納骨堂)管理使用規則を承認の上、下記の墓地区画の使用をご承諾下さいますよう永代使用料を添えて申し込みます。

記

墓籍 区 列 号墓地

面積 平方メートル

平成 年 月 日

住所

氏名

別記第2

宗教法人常住院 墓地 納骨堂 使用承諾書

殿

平成 年 月 日付けの左記墓地の使用申込を承諾し、その  
使用を許諾します

記

墓籍 区 列 号墓地

面積 平方メートル

平成 年 月 日

宗教法人常住院代表役員 上西 善之 印